

事前質問に対する回答

No	資料	該当箇所	質問者	回答者	質問・回答	内容
1	第1回 資料 5-2	No1	山口委員	運営権者	質問	監査役会は年 4 回開催とあるところ、2 回しか開催されていない。その理由は何か。
					回答	当初目論見では、2021 年度より運営開始がなされることを鑑み 4 回の実施を想定していましたが、オリンピック一年延期に伴い当初想定の期間が 1 年後ろ倒しされたことから、監査役とも合意の上、開催頻度を 4 回→2 回としました。 運営開始前のため実務的に支出が契約承認をいただいているものしかなく、予定外の支出がないため、監査いただく事項が少ないためです。 日々の業務については月次報告や仕訳日記帳を常勤監査役が確認できる状況にあり、必要であれば招集をかけていただくことが可能な体制としています。
2	第1回 資料 5-2	No12、13	千葉委員	運営権者	質問	メインアリーナ、サブアリーナの利用規則について、ホームページに掲載済みとのことですが、該当する資料は、ホームページ内の「有明アリーナ施設利用に関するご案内」という理解でよろしいでしょうか。 また、この利用規則については、予約の段階で利用者から遵守されるというスキームが構築されているでしょうか。
					回答	ご理解の通りです。予約時に利用規約を確認するのは主催者側の通例です。 SPC 側からも予約時に利用案内の確認を促しております。
3	第 1 回 資料 5-2	No26	千葉委員	運営権者	質問	「専用アプリを提供する」という計画から利用者の利便性を鑑み WEB 上での対応に変更するとのことですが、WEB 上での対応のほうが利便性に資すると判断した理由についてご教示ください。
					回答	飲食注文やアンケート回答に積極的に活用していただきたいと考えていますが、アプリをダウンロードしてのサービス提供となると、利用する側としてはまずアプリをダウンロードして初めて利用できるということになります。

						有明アリーナは施設の特性上、多くの来場者は年間に複数回来場する施設ではありません。そのため利用者に利用いただくためのハードルは出来る限り下げたほうがいいと判断しました。
4	第2回資料4	貸借対照表	鈴木委員	運営権者	質問	リース資産の主な内容をお教えてください。
					回答	オリパラ延長期間中に追加投資として実施したロールバックチェアになります。
5	第2回資料4	キャッシュフロー計算書	山口委員	運営権者	質問	間接法による「営業活動によるキャッシュフロー」の表示について、「その他資産の増加(減少)額」と「その他負債の減少(増加)額」は何によるものか。
					回答	未収消費税と前受金が主要因となります。
6	第2回資料4	個別注記表	鈴木委員	運営権者	質問	関係会社との取引として仕入高18百万円と記載されていますが、内容をお教えてください。
					回答	オリパラ実施に伴う仮設観客席の撤去・整備費用となります。
7	第2回資料4	個別注記表	千葉委員	運営権者	質問	関連当事者との取引に関する注記に記載されている取引の価格その他の取引条件について、「市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております」とのことですが、SPCの交渉担当者は、(株)電通グループの関係者とは異なるという理解でよろしいでしょうか。
					回答	電通担当者にはなりますが、取締役会で必ず契約締結前に承認を得るプロセスを取っています。取締役・監査役は各企業から派遣されており、契約の合理性・取引条件について確認を行います。 また、監査役会においても業務監査で合理性を確認しています。
8	要求水準書	第1総則5遵守すべき法令等	鈴木委員	都/運営権者	質問	「(1)法令(2)条例等(3)各種基準・指針等」の遵守状況について、どのようにモニタリングをされているかお教えてください。 (昨年もお質問させて頂きましたが、セルフモニタリングシートからは読み取れませんでした。)
					回答	【運営権者回答】 ご質問の点については、セルフモニタリングの一環として、監査役会及び会計監査人によ

					<p>る監査時において、企業としての法令遵守状況の妥当性を第3者視点で確認を受ける機会を設けるとともに、各種事業遂行時(例:公開空地のしゃれまち条例や屋外広告物条例に係る調整など)においても、東京都様、顧問弁護士、事業評価責任者との協議を通じて必要な行政手続きの確認を行うなど、各種法令等に則した業務遂行を行うための確認プロセスを講じております。</p> <p>【東京都回答】 提出されたセルフモニタリングシートや運営権者との定例会の中で各種事業の進捗状況を把握し、事業の実施に関連する法令が遵守されているか否かをアドバイザーと連携し、確認を行っています。</p>
9	要求水準書	第1総則 7配慮事項	鈴木委員	都/運営権者	<p>質問</p> <p>環境への配慮や個人情報の保護などの各項目への配慮が適切になされているか、どのようにモニタリングをされているかお教えてください。 (昨年もお質問させて頂きましたが、セルフモニタリングシートからは読み取れませんでした。)</p>
					<p>回答</p> <p>【運営権者回答】 全体としてのモニタリングや確認プロセスについては、No8で記載の通りです。 なお、具体例としてご提示いただきました、環境への配慮及び個人情報の保護については、現時点で運営開始前であることから部分的ではありますが、以下の通りの対応をしております。</p> <p><環境への配慮> 各種資源の使用量について、不要な利用が無いように留意することを職員に徹底しております。</p> <p><個人情報の保護> 2021年度期中より開始した予約受付に係る個人情報の収受においては、東京都個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報保護方針を策定、HP上で公表し、その方針</p>

						<p>に従い嚴重な取り扱いを実施しております。</p> <p>【東京都回答】</p> <p>提出されたセルフモニタリングシートや運営権者との定例会の中で各種事業の進捗状況を把握し、配慮事項が遵守されているか否かをアドバイザーと連携し、確認を行っています。</p>
--	--	--	--	--	--	--